

足せられなかつた。併し乍ら上述せる如き意味に於て
かゝるテーマに着眼せし同氏に對しては滿腔の敬意を
惜しまぬものであり、その豊富なる資料の紹介に對し
ても亦敢て江湖の一讀をお薦めしたい次第である。最
後に宋代の士大夫の性質に關しては恩師宮崎助教授の
特講殊に昭和十年度特講「宋代の役法」に負ふ所大な
るを附記して感謝の意を表した。 (佐伯富)

Young Pao (通報)

Vol. XXXIII Livr. 2, 1937.

一、マルコポーロのキンザイ(杭州)に關する記述

Moule, A. C., Marco Polo's description of Quin-

sai, p. 105—128, 附圖二葉

キンザイ(Quinsai 或は Khansai, Khanzai)とは今

の杭州(浙江省)に對して中世期の西方諸國民が呼稱し
た名であることは略々疑ひない。然しこの名が果して
如何なる字音を寫したものであるかに就いては我が國
及び西歐に於て夫々京師說、杭州說或は行在說等の諸
説があるが(これらに關しては Yule, Cordier 兩氏
の Marco Polo Vol. II, p. 212—214 及び桑原隲藏博

士 蒲壽庚の事蹟 改訂版二七頁—三二頁參照)本論文
は、著者も「キンザイが京師 杭州 行在の何れに該當
すべきかは吾人當面の目的にとつて大して重要なこと
ではない」と註記してゐる如く問題を主として topog-
raphical な方面のみに限り、この觀點からマルコポ
ーロのキンザイに關する記述を(1)城壁 (2)市の
東部に於ける城池及び城壁 (3)運河特に大街に沿ふ
て走る運河 (4)河と市内運河を通ずる河水の循環
(5)河岸の沙洲 (6)石橋と木橋と (7)湖水 (8)
大街(御道) (9)大街に沿ふ市場街 (10)望樓 (11)
石造倉庫(warehouses) (12)宮殿 (13)諸寺院及び基
督教會 (14)火葬場の一四項に分類して、その一般的
精確性を同時代の漢人の記録、例へば淳祐臨安志、咸
淳臨安志、夢梁錄、都城紀勝等の諸書の記載と並に現
代の觀察見聞との比較考證とにより解明吟味せんと試
みたものである。

元來マルコポーロの傳へる所は周知の如く誇大に
吹聴されてゐる點が頗る多い。この論文の著者は先づ
これらの點をキンザイに關する限り可成り綿密な計數
に基つて是正してゐる所が尠くない。即ち城壁に就い

てボーローは全周を一〇〇哩と稱してゐるが、外城壁最大の周圍を計つても約一五哩(七〇支里)に過ぎず—實際の周圍は更に小さく約一一哩を算するのみであると謂ひ、或は大御道(御道)の如きもそれが幅員二〇〇呎を有し、街の片側には六〇〇呎に亘る市場があつて運河の前の大石造倉庫に聯なつてゐるなどと誇張的数字を羅列してゐるのを、著者は現在目賭しうるこれらの街や市場や倉庫、運河等の遺址より推してそれがより小規模であつたことを證し、或は又若干の木橋を除く以外は悉く石橋にしてその總數一萬二千を算すと謂ふのも誇大にして、臨安志に據れば、當時の橋の數は三四七基、内一二七基は城内に、残り二三〇基は城外に架せられてゐたと正してゐるなどはその著しいものである。然し著者はその後半に於て、ボーローのキンザイに關する記述のより價值ある部分に注意し、例へば、城内の警備組織に就いて彼の語る所は、夢梁錄の記載と比較して相發明される所多きを挙げ、寺院、葬儀、火葬場の有様等に關しても彼は誰よりもよく叙述して居り、更に至順鎮江志以外の支那書には絶えて記述されないクリスト教會堂に關する記載の如きは尤も貴重

なる資料を提供するものであること等を強調してゐる。

マルコボーロー旅行記の譯註書は Yule, Cordier 本を始め、今日夥しい數に上り、その内容の研究も或る方面に關しては殆んど極め盡くされてゐるかの如く思はれるが、本論文の如く、現地に於て自ら觀察踏査し獲た所に基きその記事の精確性を検討することも一の方法にして、これらはやがてこの旅行記の全體の内容の精粗確否を推知する上に確かに一の規準を提供するであらう。猶、添附の地圖二葉の内一葉は、臨安志にみえる京城圖であるが、他の一葉は詳細な臨安府城郭圖にしてこれは讀者にとつても多大の參考となるであらう。

二、金貞祐二年の交鈔銅版に就いて 原圖一葉

Jos. Mullie, Une planche à assignats de 1214.

金代の交鈔は海陵王の貞元二年に創製されて以來、銅原料の不足の爲、諸路の鈔庫に於て盛に印造せられ殊に貞祐二年宣宗南遷の後は濫發の弊益々甚しく、貞祐寶券・貞祐通寶・興定寶泉・元光珍貨(綾)・天興寶會等相ついで頒布され以て金末多端なる國用の支辨に充てられたのである。之等交鈔の様式體裁は何れも大

體その規を一にしてゐたが、然し瑣細な點に至ると夫々相違し、且つ同一名稱のものにしても各路によつて亦幾分の出入があつたやうに思はれる。羅振玉氏の三朝鈔幣圖錄中に載せられてゐる金三合同十貫大鈔・山東東路十貫大鈔・同二貫鈔・貞祐五年寶券・興定寶泉二貫の五種をみてこのことは瞭然するであらう。



本通報に紹介されたものは貞祐二年北京路交鈔庫によつて刻造された交鈔の銅版にして、(寫眞参照)紹介者ミユリー師の謂ふ所によれば、數年前熱河省大明城(現滿洲國熱河省寧城縣大名城)なる金北京大定府の遺址より附近住民によつて發掘され、それが師の同僚 R. P. Blom 師の手より遂に彼の有に歸するに至つたものである。師は

かく先づ本銅版出土の状況を縷述した後、更にその様式、文面の内容等を金史卷四八、食貨志三、錢幣の條下に見える交鈔之制の説明に比較照合しつつ詳細に考證を加へてゐるが、然し肝心の金史の本文を數ヶ所に亘り誤讀してゐる爲——勿論この一節は甚だ難解ではあるが——思はざるの謬見に陥つてゐる。されば、少しく長きに失する嫌はあるが、左に金史の一文を解讀引用し、而る後、一二の誤謬を指摘してみよう。

交鈔之制。外爲_レ闌作_二花紋_一。其上衡_二書貫例_一。左曰_二某字料_一。右曰_二某字號_一。料號外篆書曰。偽_二造交鈔_一者斬。告捕者賞_二錢三百貫_一。料號衡闌下曰。中都交鈔庫准_二尙書戶部符_一。承_二都堂割_一。付_二戶部覆點_一。令史姓名押字。又曰。聖旨印造_二逐路交鈔_一。於_二某處庫_一納_二錢換_レ鈔。更許_二於_二某處庫_一納_二鈔換_レ錢。官私同_二見錢_一流轉。其鈔不限_二年月_一行用。如_二字文故暗_一。鈔紙擦磨。許_二於_二所屬庫司_一納_二舊換_レ新。若到_二庫支_一錢。或倒_二換新鈔_一。每貫刻_二工墨錢若干文_一。庫摺撥_二司_一。庫副_二副使_一使_二庫副使_一各押字。年月日。印造鈔引庫庫子。庫司副使各押字。上至_二尙書戶部官_一亦押字。其搭印支錢處合同。餘用印依_二常例_一。

さて上掲の文中に「其上衡書貫例云云」とあるのを師は直ちに新出土のその關外に太く^三と書かれてゐる三字を指したものと謂つてゐるが、この文章はすぐ續いて「左曰某字料。右曰某字號」とあるによつても知られる通り全く關内の上半部に就いて記したもので關外のそれを謂つたのではなく、且つ文字そのものも横書きではない。これは恐らく、三朝鈔幣圖錄所載興定寶泉の關内上段に「貳貫聞省」と大きく横書してゐるのと同じ様式を指すのであらう。従つて今挿入の寫眞にみるが如き、新出土銅版の關内上段中央に「壹伯貫八十足陌」と縦書きされてゐるのは金史に謂ふ衡書貫例とは書法を異にして居り、師の比定は當らない。師は又新出鈔版の關内下段四行目にみえる「覆點勘訖都目」を全部官名と考へてゐるが、これは覆點^シ勘訖^ル都目押字とよむべきで、惟ふに師は前引金史の「付戸部覆點^シ勘^ル令史姓名押字」とあるのを戸部覆點^シ勘^ル令史と謂ふ官名の如く誤解した爲に外ならず、従つてかかる誤解の基をなした興定寶泉の戸部勘合令史押字（三朝鈔幣圖錄參照）の文字も戸部勘合令史押字なる官名にあらずして戸部勘合令史押字と讀まれねば

ならない。猶又論題には「1211年の鈔版」とあるも、貞祐二年は一二一五年に相當すれば「1215年の鈔版」と訂正すべきである。とまれ假令、上述した如き一二一の瑕瑾は存しようとも、本論文が金代經濟史研究の上に一の重要根本の資料を提供した點に對しては吾等は齊しく深甚の感謝を致さねばならない。

この外、本號には、Jennes, Prof. Dr. Jos., L'art chrétien en Chine au début du XVIII^e siècle. Eikes, Eduard, Ist die Hsia-Dynastie geschichtlich? Hagenauer, Charles, Du caractère de la représentation de la mort dans le japon antique. の三篇が掲載されてゐるが紙數の都合もあればこれらの紹介は割愛する。 (田村實造)

陳夢家著

高禰郊社祖廟通考

清華學報第十二卷第三期 四四五—四七二頁

一昨年本誌第一卷第二號に於て先輩小川茂樹學士は清華學報所載の聞一多氏の「高唐神女傳說之分析」なる論文を紹介された。聞氏の論文は、文選に收められ